

税務キヤツチ・アップ

消費税関係

インボイス方式

1 はじめに

令和元年10月から消費税率が8%から10%になり、同時に「軽減税率制度」が導入され、複数税率制がスタートした。そしてこの複数税率制に対応する経理方式として、「インボイス方式」が導入される。今回はインボイス方式と、仕入税額控除の要件についてまとめてみたい。

2 適格請求書等保存方式

令和5年10月1日以降は、正規なインボイス方式である適格請求書等保存方式となり、原則、帳簿、かつ適格請求書発行事業者から交付を受けた適格請求書の保存が仕入税額控除の要件となる。

① 適格請求書発行事業者

適格請求書発行事業者とは、課税事業者であり、納税地の所轄税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、適格請求書を交付できる事業者として登録を受けた事業者のことという。

令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として令和5年3月31日までに申請する必要がある。

② 適格請求書

「適格請求書」とは、(i)適格請求書発行事業者の名称等との登録番号、(ii)年月日、(iii)取引の内容、(iv)税率ごとに合計した取引の価格及び適用税率、(v)税率ごとの消費税額、(vi)書類の受領者氏名等が記載された書類を

いう。

3 免税事業者からの仕入

① 令和5年9月30日まで

この日までは、「区分記載請求書等保存方式」と呼ばれ、既存の帳簿や請求書等をベースにして、軽減税率対象取引に関する情報だけを追加した方法で対応する。

従って、免税事業者からの課税仕入は、これまでの請求書の記載事項に、「軽減税率対象取引である旨」及び「税率ごとに合計した税込価格」を追記することで仕入税額控除の対象となる。

② 令和5年10月1日以降

(i) 適格請求書発行事業者として登録する場合

免税事業者は、課税事業者の選択を行うことで、適格請求書発行事業者登録を受けることができ、①の要件を満たすため、仕入税額控除できる。

(ii) 登録しない場合

適格請求書発行事業者以外の者からの仕入は、原則仕入税額控除できないが、一定期間、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられている。

・令和5年10月1日～令和8年9月30日 仕入税額相当額の80%

・令和8年10月1日～令和11年9月30日 仕入税額相当額の50%

4 請求書の受領が困難な

場合

次の課税仕入については適格請求書発行事業者からの仕入でなくとも、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められる。

- (i) 公共交通機関による運送に係るもの（税込3万円未満）
- (ii) 適格簡易請求書の要件を満たす入場券等が使用際回収されるもの
- (iii) 古物営業を営む者の古物の購入
- (iv) 質屋を営む者の質物の取得
- (v) 宅地建物取引業を営む者に建物の購入
- (vi) 再生資源又は再生品の購入
- (vii) 自動販売からの購入（税込3万円未満）
- (viii) 郵便切手を対価とする郵便サービス（ポスト投函されたもの）
- (ix) 役員使用者等に支給する出張旅費、宿泊費等
- (x) 特定課税仕入

5 おわりに

免税事業者は、課税事業者の選択を迫られ増税は免れない。ただし、消費税を納めていない業者からの仕入税額控除を認めることは、消費税が最終的に国に納められていないことを意味する。今回の改正は、免税事業者の益税を正すという意味では、効果が期待できそうである。

（右山研究グループ
税理士 田久保知子）